

取 扱 基 準

名 称	自治会等集会所建設費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所の建設、購入又は修繕に要する経費の一部を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	建設費補助 年間 1件 修繕費補助 年間 1件
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	下記を除く建設費、購入費又は修繕費 (1) 敷地の購入又は借入に必要な費用 (2) 既存の建築物を解体し、又は移転に必要な費用及び整地等の費用 (3) 建設及び購入手続等に要する費用 (4) 物置、門、塀、植栽等の費用 (5) 障子・ふすまの張り替え、ガラスの入れ替え、畳の表替え・入替え、建具の修理、給水栓等に類するものの修理費用
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・建設費補助（補助率 1/2 以内 基準単価 125,000 円） （普通規模）限度額 800 万円 （大規模） 限度額 1,200 万円 500 世帯以上かつ 建設面積 250 m ² 以上 ・修繕費補助（30 万円以上の修繕） 限度額 100 万円（補助率 1/3 以内） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>
開始時期	令和4年4月1日
評価の時期	令和6年9月30日
終 期	令和7年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示 〔媒体〕 自治会予算書又は決算書、自治会報、看板
担当部署	東区役所 地域課 企画・地域振興グループ 電 話 025 - 250 - 2120 (直通) e-mail chiiki.e@city.niigata.lg.jp